

別紙 4

指定管理者と市の責任分担

項 目	内 容	負担区分		備 考
		指定管理者	妙高市	
条例及び規則等の変更	施設の管理運営及び指定管理者に影響を及ぼすもの	協 議		
収入の変動	利用者の減少、需要見込みの誤り等による収入の減少	○		
物価及び金利の変動	物価上昇に伴う管理運営経費の増加又は金利上昇に伴う資金調達コストの増加等	○		
不可抗力	自然災害及び暴動等に伴う履行不能、施設等の修復		○	
建物の維持管理	構造耐力上主要な部分の改修 (建築基準法施行令第1条第1項第3号の規定による)		○	瑕疵によるものは指定管理者の負担
	上記以外の改修	○	○	原則1件あたりの費用が20万円以上の場合 は市、1件あたりの費用が20万円未満の場合 は指定管理者とする。
設備の維持管理	破損等に伴う設備の改修	○	○	原則1件あたりの費用が20万円以上の場合 は市、1件あたりの費用が20万円未満の場合 は指定管理者とする。
備品等の維持管理	購入	○	○	事前協議が必要
	修繕	○	○	所有者や管理状況に応じ負担区分が異なる。 指定管理者制

				度の運用に関する指針の協定書の考え方を準用
業務に関する資格・免許	食品営業許可、防火管理者ほか	○		
利用者及び地域住民への対応	地域住民との協調	○		
	要望、苦情等への対応	○	○	報告書に内容及び対応を記録し、速やかに市に報告し、対応を協議すること。
安全対策	セキュリティ、施設の安全管理、情報漏えいの防止ほか	○		
事故及び火災の対応	安全確保、避難誘導、被害報告ほか	○		
保険	火災保険		○	
	損害賠償保険ほか	○		
広報活動	広告掲載、チラシ作成、イベント開催ほか	○		市広報等への掲載は市へ依頼
事業終了時の費用	指定期間の終了等に伴う原状回復に要する費用	○		